

国立大学法人東京農工大学出願補償・実施収入補償に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学出願補償・実施収入補償に関する細則を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|---|---|----|
| 本則 第5条 前条第3号の支払い又は予算配分の基準並びに本学が支払う、出願補償金及び実施収入補償金に関する手続き等については、 <u>産官学連携・知的財産センター長</u> が別に定める。 | 本則 第5条 前条第3号の支払い又は予算配分の基準並びに本学が支払う、出願補償金及び実施収入補償金に関する手続き等については、 <u>先端産学連携研究推進センター長</u> が別に定める。 | |

附 則（細則第11号）

この細則は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。